

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 一五
- 平成二十九年年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 一五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 一五
- 道路の区域を変更する件四件 一五
- 道路の供用を開始する件二件 一五
- 過疎地域活性化特別措置法により村道の工事の全部を完了した件 一五
- 土地区画整理組合の理事の就任について届出があった件 一五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十三件 一五

公 告

- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 一五
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 一五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 一五
- 浸水想定区域を見直した件三件 一五
- 随意契約の相手方を決定した件 一五
- 一般競争入札を行う件 一五

告 示

福島県告示第百九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する区域

伊達市保原町字柏町六八番一、六八番二、六八番四、六八番五、六八番六、六八番七、六八番八、六八番九、六八番一〇、六八番一一、六八番一二、六八番一三、六八番一四、六八番一九、六八番二〇、六八番二一、六八番二二、六八番二四、六八番二五、六八番二六、六八番二七、六八番二八、六八番三〇、六八番三一、六八番三四、六八番三六、六八番三七、六八番三八、六八番三九及び六八番四〇並びに同市保原町字柏町六八番三、六八番一五、六八番一六、六八番一七、六八番一八、六八番二三、六八番二九、六八番三二、六八番三三及び六八番三五の各一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、シス・トランスジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びポリ塩化ビフェニル

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第百二十号

平成二十九年年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 原種の配付数量

種類	品種名	数量(単位 キログラム)
水稲	コシヒカリ	一〇、七六八
	ひとめぼれ	三、八六八
	天のつば	二、〇二四
	あきたこまち	三二〇
	チヨニシキ	四六〇
	まいひめ	四八
	里山のつば	二八〇
	夢の香	四〇
	五百万石	四八

大豆

こがねもち 六〇〇
 ふくひびき 三二〇
 水稲合計 一八、七七六
 タチナガハ 九〇
 ふくいぶき 一〇
 あやこがね 二六〇
 里のほほえみ 一二〇
 大豆合計 四八〇

二 原種の配付価格

種類 単位 価格(消費税及び地方消費税を除く。)

水稲 一キログラム 四八五円
 大豆 一キログラム 五〇三円

(水田畑作課)

福島県告示第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、富岡町土地改良区から平成三十年二月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月九日認可した。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第二百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から平成三十年三月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月九日認可した。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第二百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、駒形第三地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年三月十九日から
 同 年四月九日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所
 喜多方市役所及び湯川村役場

(農村計画課)

福島県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塩川 山都線	喜多方市慶徳町山科字 吉砂子二五二番二地 先から	変更前	二九・二〇	八・九
		変更後	一五・五〇	八・九
同	市慶徳町山科字 吉砂子二五二番二地 先まで	変更前	三〇・三〇	八・九
		変更後	一六・三〇	八・九

(道路計画課)

福島県告示第二百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字東原一四三番地先か	変更前	A 八・〇〇	八三六・八
		変更後	(メートル)	(メートル)

ら 同 郡同 町大字棚楯 字三枚岩六番一地先ま で	変更後 A 八・〇〇〇 一一・二 九・〇〇〇 二二・八	八三六・八 八三一・三
------------------------------------	--	----------------

(道路計画課)

福島県告示第二百六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道原町 海老相馬 線	区 間 相馬市磯部字狐穴七三 二番地先から 同 市柏崎字梅川二六 八番地先まで	変更前 の 別 敷地の幅員 (メートル)	変更後 の 別 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		九・九〇 八二・八	九・九〇 六九・五	二、九七〇・六 一、九七〇・六

(道路計画課)

福島県告示第二百七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 相馬郡新地町谷地小屋	区 間	変更前 の 別 敷地の幅員 (メートル)	変更後 の 別 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		五・六〇	五・六〇	七二〇・二

停車場釣 師線 字中島九三番地先から 同 郡同 町谷地小屋 字釣師八番一地先まで 相馬郡新地町谷地小屋 字榊形一二二番地先か ら 同 郡同 町谷地小屋 字釣師八番一地先まで	変更後 B 一二・〇〇〇 八八・〇 八八・〇	一九・二 一一・〇〇〇 八八・〇 一、二〇八・〇 一、二〇八・〇
---	------------------------------------	--

(道路計画課)

福島県告示第二百八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道新地停車場釣師 線	供 用 開 始 の 区 間 相馬郡新地町谷地小屋字八幡前四 三番二地先から 同 郡同 町小川字浜田四番一地 先まで	供用開始の期日 平成三〇年三月二六日
-------------------------------	---	-----------------------

(道路計画課)

福島県告示第二百九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道相馬巨理線	供 用 開 始 の 区 間 相馬郡新地町小川字浜田四番一地 先から 同 郡同 町谷地小屋字南浜田二	供用開始の期日 平成三〇年三月二六日
------------------------	--	-----------------------

五番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により、県が施行していた村道の改築に関する工事の全部を次のとおり完了した。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	工 事 の 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 年 月 日
北山大塩線	耶麻郡北塩原村大字関屋字一里 壇上九一〇番地先から 同 郡同 村大字大塩字東海 松一九一九番一地先まで	道路改良	平成二九年一月七日

(道路計画課)

福島県告示第百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、伊達市高子駅北地区土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨届出があった。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所
樋口 幸一	伊達市保原町上保原字大地内四十四番地
松浦 哲雄	同 市伏黒字柳原百五十一番地
石田 清明	同 市保原町上保原字狸首岡十八番地一
高橋 智子	同 市保原町上保原字西原十七番地
高橋 義雄	同 市保原町上保原字小性山十一番地
新関 功一	同 市保原町上保原字上古田四十番地三
山田 一美	同 市保原町上保原字小性山一番地

(まちづくり推進課)

福島県告示第百二十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年三月一日次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

東白商事株式会社
東白川郡塙町大字
塙字栄町四番地

平成三〇年三月一日から
平成三四年九月三〇日まで

東白商事株式会社
東白川郡塙町大字
塙字栄町四番地
(出納総務課)

福島県告示第百二十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月十五日次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばき所の名称及び所在地
一般社団法人 福島県計量協会	福島市杉妻町二番一六号	平成三〇年四月一日から 平成三五年三月三十一日まで	一般社団法人福島県計量協会 福島市杉妻町二番一六号
内池醸造株式会社	福島市瀬上町字西上新田一番七号		内池醸造株式会社 福島市瀬上町字西上新田一番七号
福島県木材協 同組合連合会	福島市中町五番一八号		福島県木材協同組合連合会 福島市中町五番一八号

福島不動産事 業協同組合	福島市野田町六丁目三番三号		福島不動産事業協同組合 福島市野田町六丁目三番三号
公益財団法人 福島県観光物 産交流協会	福島市三河南町一番二〇号		福島県観光物産館 福島市三河南町一番二〇号
一般社団法人 福島県商工会 館	福島市三河南町一番二〇号		福島市三河南町一番二〇号(コラッセふくしま)店
有限会社高徳 不動産	福島市早稲町二番二二一号		有限会社高徳不動産 福島市早稲町二番二二一号(コラッセふくしま一階)

有限会社くにおか 二本松市竹田一丁目五三番地
 本宮地区交通 本宮市本宮字万世 同
 安全協会 会 一七二番一
 長 佐々木 嘉宏

一号
 有限会社くにおか 二本松市竹田一丁目五三番地
 本宮地区交通安全協会
 本宮市本宮字万世一七二番一(郡山北警察署本宮分庁舎内)
 (出納総務課)

福島県告示第二百十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月二日次のとおり指定した。
 平成三十年三月十六日

福島県知事

内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

有限会社サカイ商店 郡山市安積町荒井字太夫場加二四番地一
 平成三〇年四月一日から平成三五年三月三十一日まで

売りさばき所の名称及び所在地
 有限会社サカイ商店 郡山市安積町荒井字太夫場加二四番地一
 ヤマサ斎藤酒店 郡山市亀田一丁目四五番二四号

株式会社中央総合自動車学校 郡山市大槻町字新池一
 同

株式会社中央総合自動車学校 郡山市大槻町字新池一
 同

藤澤 均 石川郡石川町字高田一五〇番地の二
 同

藤沢銃砲火薬店 石川郡石川町字高田一五〇番地の二
 同

松島 眞智子 田村郡三春町字八幡町三九番地
 同

有限会社松島畜産 田村郡三春町字八幡町三九番地
 同

福島県庁消費組合 福島市杉妻町五番七五号
 同

福島県庁消費組合南相馬合庁売店 福島市原町区錦町一丁目三〇番地
 同

伊藤 泰夫 同

同

いわき金属工業 同

いわき金属工業協同

業協同組合 尾町杭出作二三番地
 地の一三三

組合
 いわき市常磐下船尾町杭出作二三番地の三三三
 (出納総務課)

福島県告示第二百十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月十三日次のとおり指定した。
 平成三十年三月十六日

福島県知事

内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

有限会社佐藤和司商店 郡山市富久山町久保田字大原五七番地一
 平成三〇年四月一日から平成三五年三月三十一日まで

及び所在地
 郡山女子大学購買部 郡山市開成三丁目二五番二号
 はんこ屋さん二一郡山フエスタ店 郡山市日和田町字小原一
 郡山食品工業団地協同組合 郡山市富久山町久保田字郷花四番地の二

株式会社日和田中村屋 郡山市日和田町字日和田七五番地
 同

酒スーパ―須賀川東店 須賀川市北上町八四番地一
 酒スーパ―石川店 石川郡石川町長久保二四六番地の二
 酒スーパ―船引店 田村市船引東部台四丁目一
 (出納総務課)

郡山食品工業団地協同組合 郡山市富久山町久保田字郷花四番地の二
 同

同

須賀川瓦斯株 須賀川市卸町四四番地
 同

同

同

同

福島県告示第二百十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月二十日次のとおり指定した。
平成三十年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

大高 徳司 東白川郡棚倉町大 平成三〇年四月一日から

字棚倉字古町六八 平成三五年三月三十一日まで

東白川郡棚倉町大字 棚倉字古町六八番地

有限会社高田 東白川郡棚倉町大 同

字棚倉字北町一五 東白川郡棚倉町大字 棚倉字北町一五六番地の一

(出納総務課)

福島県告示第二百十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年一月二十二日次のとおり指定した。
平成三十年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

株式会社社平和 河沼郡会津坂下町 平成三〇年四月一日から

綜合企業 大字福原字長泥八 平成三五年三月三十一日まで

河沼郡会津坂下町大字 福原字長泥八番地

株式会社社平和 河沼郡会津坂下町 同

大字福原字長泥八 会津若松平和自動車学校

綜合企業 大字福原字長泥八 会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原二二八番地三

羽染 幸弘 会津若松市材木町 同 行政書士羽染事務所 会津若松市材木町一丁目六番二七号

(出納総務課)

福島県告示第二百十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年一月三十一日次のとおり指定した。
平成三十年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
売りさばき所の名称
及び所在地

黒井産業株式会社 山形県山形市宮町 平成三〇年四月一日から
会津自動車学校
会津若松市神指町東 城戸二四七番地
(出納総務課)

福島県告示第二百十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月二十六日次のとおり指定した。
平成三十年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

東北振興産業 宮城県仙台市宮城 平成三〇年四月一日から
株式会社 野区日の出町二丁 平成三五年三月三十一日まで
会津中央自動車教習所
会津若松市米代二丁目五番四一号
(出納総務課)

福島県告示第二百二十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年三月二日次のとおり指定した。
平成三十年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社ムナ 耶麻郡猪苗代町字 平成三〇年四月一日から

カタ薬局 カキ田三九一番地 平成三五年三月三十一日まで

耶麻郡猪苗代町字本 町二五番地一
(出納総務課)

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社ムナ 耶麻郡猪苗代町字 平成三〇年四月一日から

カタ薬局 カキ田三九一番地 平成三五年三月三十一日まで

福島県告示第二百二十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年三月六日次のとおり指定した。
平成三十年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称

福島県猟友会 河沼郡会津坂下町 平成三〇年四月一日から
 及び所在地 福島県猟友会河沼支
 河沼支部 支 大字金上字東村八 平成三五年三月三十一日まで
 部長 芥川 一番地 河沼郡会津坂下町大
 部 字金上字東村八一番
 地(蓮沼降方)
 (出納総務課)

福島県告示第二百二十二号
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月七日次のとおり指定した。
 平成三十年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内 堀 雅 雄
 株式会社山モ 大沼郡三島町大字 平成三〇年四月一日から
 及び所在地 株式会社山モ齋藤商
 齋藤商店 宮下字居平五四番 平成三五年三月三十一日まで
 店 大沼郡三島町大字宮
 下字居平五四番地
 (出納総務課)

福島県告示第二百二十三号
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月六日次のとおり指定した。
 平成三十年三月十六日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内 堀 雅 雄
 会津よつば農 会津若松市扇町三 平成三〇年四月一日から
 及び所在地 会津よつば農業協同
 業協同組合 五番地一 平成三五年三月三十一日まで
 組合館岩支店
 南会津郡南会津町福
 渡三四二番地
 (出納総務課)

福島県告示第二百二十四号
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月九日次のとおり指定した。
 平成三十年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 及び所在地 売りさばき所の名称
 いわき食品衛 いわき市内郷高坂 平成三〇年四月一日から
 生協会 会長 町四方木田一九一 平成三五年三月三十一日まで
 遠藤 潤一 番地 四方木田一九一番地
 (いわき市総合保健
 福祉センターいわき
 市保健所内)
 ミニショップ楽楽
 いわき市中央台飯野
 四丁目二番地の四
 (いわきニューター
 ウンセンタービル一階)
 (出納総務課)

有限会社いわ いわき市中央台飯 同
 き経営企画サー 野四丁目一八番地
 ビス の一

公 告

公告第五十四号
 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、
 次のとおり特約業者の指定を取り消した。
 平成三十年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
福島トヨベツト株式会社	佐藤 修朗	郡山市字川向一番地一	平成三〇年二月二 八日

(税 務 課)

公告第五十五号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成三十年三月十六日

土地改良区の名称
 泉崎村土地改良区

福島県知事 内 堀 雅 雄

退任した役員
役別 氏名

住所
理事 三村 緩 西白河郡泉崎村大字泉崎字椀内四五番地

(農村計画課)

公告第五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、雁俣池地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十九年三月二十三日完了したので公告する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

公告第五十七号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、松川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件(平成二十一年福島県公告第七十六号)(阿武隈川水系松川に係る部分に限る。)は、廃止する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

(河川整備課)

公告第五十八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、長瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件(平成二十年福島県公告第四百二十二号)(阿賀野川の部長瀬川の項河川名の欄に限る。)は、廃止する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

公告第五十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、夏井川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、洪水予報を行う河川の浸水想定区域を指定した件(平成十六年福島県公告第四百二十一号)は、廃止する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

(河川整備課)

(河川整備課)

公告第60号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年3月16日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年1月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
20,520円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第61号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年3月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア	除雪ドーザⅠ（18 t 級）	1 台
イ	除雪ドーザⅡ（14 t 級）	1 台
ウ	除雪ドーザⅢ（18 t 級）	1 台
エ	除雪ドーザⅣ（18 t 級）	1 台
オ	除雪ドーザⅤ（18 t 級）	2 台
カ	ロータリ除雪車Ⅰ（2.6 m 級）	1 台
キ	ロータリ除雪車Ⅱ（2.6 m 級）	1 台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成30年11月7日（水）
 - (4) 納入場所

ア	福島県県北建設事務所黒岩分室（福島県福島市黒岩字浅井9番地1）
イ	福島県県中建設事務所（福島県郡山市麓山一丁目1番1号）
ウ	福島県県南建設事務所（福島県白河市昭和町269番地）
エ	福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
オ	福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
カ	福島県県北建設事務所黒岩分室（福島県福島市黒岩字浅井9番地1）
キ	福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年4月6日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年4月6日（金）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成30年3月16日（金）から同年4月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年3月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙37枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年3月26日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年3月26日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- | | | | |
|---|----------------|----------------------|----------------|
| ア | 1の(1)のアに掲げる物品等 | 平成30年4月26日（木）午後2時 | 福島県出納局入札用度課入札室 |
| イ | 1の(1)のイに掲げる物品等 | 平成30年4月26日（木）午後2時20分 | 福島県出納局入札用度課入札室 |
| ウ | 1の(1)のウに掲げる物品等 | 平成30年4月26日（木）午後2時40分 | 福島県出納局入札用度課入札室 |
| エ | 1の(1)のエに掲げる物品等 | 平成30年4月26日（木）午後3時 | 福島県出納局入札用度課入札室 |
| オ | 1の(1)のオに掲げる物品等 | 平成30年4月26日（木）午後3時20分 | 福島県出納局入札用度課入札室 |
| カ | 1の(1)のカに掲げる物品等 | 平成30年4月26日（木）午後3時40分 | 福島県出納局入札用度課入札室 |
| キ | 1の(1)のキに掲げる物品等 | 平成30年4月26日（木）午後4時 | 福島県出納局入札用度課入札室 |
- （郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① Tractor with Snow Plow I (18t class) 1unit
- ② Tractor with Snow Plow II (14t class) 1unit
- ③ Tractor with Snow Plow III (18t class) 1unit
- ④ Tractor with Snow Plow IV (18t class) 1unit
- ⑤ Tractor with Snow Plow V (18t class) 2units
- ⑥ Rotary Snow Plow I (2.6m class) 1unit
- ⑦ Rotary Snow Plow II (2.6m class) 1unit

- (2) Time-limit of tender(by hand) :

- ① 2:00 p.m., 26 April 2018
- ② 2:20 p.m., 26 April 2018
- ③ 2:40 p.m., 26 April 2018
- ④ 3:00 p.m., 26 April 2018
- ⑤ 3:20 p.m., 26 April 2018
- ⑥ 3:40 p.m., 26 April 2018
- ⑦ 4:00 p.m., 26 April 2018

- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 April 2018

- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)